

## 公 告

大阪湾広域廃棄物埋立処分場への焼却残渣の搬出・搬送委託業務（単価契約）  
（令和8年度）について、公募型指名競争入札を行うので公告する。

令和8年2月25日

枚方京田辺環境施設組合管理者 上 村 崇

別紙

|                |   |
|----------------|---|
| <p>1 業務名</p>   | <p>大阪湾広域廃棄物埋立て処分場への焼却残渣の搬出・搬送委託（単価契約）</p>   |
| <p>2 業務概要</p>  | <p>枚方京田辺可燃ごみ広域処理施設（京都府京田辺市田辺ボケ谷、甘南備台二丁目地内）において生じた焼却残渣を搬出し、大阪湾広域臨海環境整備センター大阪基地（大阪市西淀川区中島2丁目10番100号）まで搬送する。</p>   |
| <p>3 履行期間</p>  | <p>(1) 契約期間<br/>         契約締結の翌日から令和9年3月31日まで<br/>         (2) 搬出・搬送期間<br/>         令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p>   |
| <p>4 支払条件</p>  | <p>2か月ごとに出来高払い。検収後、受託者から請求書を受理した日から30日以内に受注者が指定した口座に振込むものとする。</p>   |
| <p>5 入札方法</p>  | <p>(1) 入札は、出席者（1社につき1名）のみによって行う。<br/>         (2) 入札は、別紙様式2「入札書」、様式2-2「単価内訳書」を使用し、これらを封筒等に入れ封緘すること。（中身が容易に見えないようにすること）<br/>         (3) 入札金額については、様式2-2「単価内訳書」の項目毎に予定数量（a）に希望契約単価（b）を乗じた金額（予定金額）を記入し、その合計を様式2「入札書」に記入すること。<br/>         (4) 入札金額は百円止めとし、その表示は、「×××，×00円」となる。<br/>         (5) 単価内訳書の内容に誤りがある場合、及び入札書の入札金額と単価内訳書の合計金額が一致しない場合は無効とする。</p> |
| <p>6 落札の決定</p> | <p>(1) 落札決定に当たっては、様式2「入札書」に記載された合計金額により判断することとし、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の</p>  |

|          |  |
|----------|--|
|          | <p>端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。</p> <p>(2) 最低入札価格が同額であるときは、その入札者によって抽選を行い、落札者を決定する。</p> <p>(3) 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行い、落札者を決定する。</p> <p>(4) 再度入札の結果、落札者がいないときは入札を中止し、後日、組合において適当な方法で落札者を決定する。この場合、異議の申立は一切受け付けない。</p>                        |
| 7 入札の中止  | <p>入札参加者が1名の場合は、入札を行わない。また、再度入札は、入札参加者が2名未満となったときは行わない。</p>  |
| 8 無効及び失格 | <p>次の各号の一に該当する者のした入札は、無効又は失格とする。</p> <p>(1) 入札に参加する資格のない者※</p> <p>(2) 指定の日時までに入札書を提出しない者</p> <p>(3) 同一人にして同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者</p> <p>(4) 入札に関し連合等の不正行為をした者</p> <p>(5) 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者</p> <p>(6) 入札関係職員の指示に従わない等入札場の秩序を乱した者</p> <p>(7) 再度入札において、前回の入札のうちの最低の入札金額以上の価格で入札した者</p> <p>(8) その他、入札条件に違反する等入札を妨害した者</p> |
| 9 代理入札   | <p>代理人により入札をしようとするときは、入札執行前に様式3「委任状」を提出すること。</p>   |
| 10 契約書   | <p>契約書は、枚方京田辺環境施設組合のものを用いる。</p> <p>落札者は、落札の通知を受けた日から起算して組合の休日</p>  |

|          |   |
|----------|---|
|          | を除いた5日以内に、契約を締結しなければならない。                   |
| 11 入札保証金 | 免 除   |
| 12 違 約 金 | 落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収する。 |

#### 入札参加資格・要件

本件は、公募型指名競争入札により執行します。

応札される場合は、本書、「大阪湾広域廃棄物埋立処分場への焼却残渣の搬送委託仕様書（令和8年度）」を熟覧して、仕様を充足できることを確認のうえ、令和8年3月10日までに様式1「公募型指名競争入札参加表明書」を下記まで提出してください。

なお、提出にあたっては、下記「入札参加資格等・共通要件」を充足していることが必要です。

#### <連絡先>

〒573-0112

大阪府枚方市大字尊延寺2949番地（枚方市東部清掃工場内）

枚方京田辺環境施設組合 担当：吉岡

電 話 072-896-1570

F A X 072-896-1571

メ ー ル [jimukyoku@hirakata-kyotanabe.jp](mailto:jimukyoku@hirakata-kyotanabe.jp)

#### ※入札参加資格等・共通要件

次のいずれにも該当する者であること。（いずれかに該当しない場合にされた入札は、失格となる。）

- (1) 枚方市又は京田辺市物品・役務等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。なお、枚方市及び京田辺市双方の当該入札参加資格者名簿に登録されている者である場合において、異なる受任先（支店、支社、営業所等）を設けて登録されている場合であっても、本入札に参加できるのは、いずれか一の受任先（受任者）とする。
- (2) 資本関係、人的関係又は事実上一体とみなす関係にある者同士が同一の入札に参加していないこと。（子会社等と親会社等の関係にある場合はもとより、親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合等）

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項、第2項に規定する者でないこと。
- (3) 枚方京田辺環境施設組合契約規則（平成28年枚方京田辺環境施設組合契約規則第13号）第5条の規定に該当する者でないこと。
- (4) 本入札に参加する指名を受けた日から入札執行までの期間において、「枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱」（平成25年枚方市要綱第40号）又は「京田辺市競争入札に係る参加資格の停止等に関する措置要綱」（平成17年京田辺市告示第46号）による競争入札参加資格の停止の措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号の規定に該当する者でないこと。

#### ※注意事項

提出された様式1「公募型指名競争入札参加表明書」に基づき、組合より指名を受けた者は、下記の事項に留意のうえ、入札会に出席してください。

1. 組合からの指名は、提出された様式1「公募型指名競争入札参加表明書」に基づく「指名通知書」をもって行います。入札会当日は、指名通知書を持参してください。
2. 本組合は、枚方市及び京田辺市から物品・役務等に係る競争入札参加資格者の情報提供を受けています。本組合の入札、契約については、当該名簿の情報に基づき行うため、代表者等（受任先を定めている場合は受任者）について、枚方市又は京田辺市の当該競争入札参加資格審査名簿に記載されている者から異動がないか確認し、異動がある場合は、入札開始までに変更の届出を当該市に行ってください。相違がある場合は、入札会から除斥されることがあります。
3. 本件に関する現地説明会は実施しません。質問は、別紙「質問書」をもって行ってください。

質問書の提出及び回答は以下のとおりとします。

- (1) 提出期限 令和8年3月18日 17時必着
- (2) 提出方法 電子メール又はFAXとする。  
※電子メールによる場合は、Word、Excel、PDF等による類似様式可
- (3) 回答方法 令和8年3月23日 17時以降、電子メール又はFAXにて入札者全員に回答する。

4. 入札を辞退する場合は、入札日前日までに様式5「入札辞退届」を提出すること。提出方法は、持参又は郵送を原則とするが、時間に暇がない場合に限り、電子メール又はFAXによる提出を可とする。(後日原本を持参又は郵送すること。)
5. 電子メール及びFAXによる「質問書」「入札辞退届」の提出については、必ず送達の確認を電話にて行うこと。
6. 本件入札に係る予定価格については、落札者と契約締結後、組合ホームページで公表します。



| 費 目 | 内 容                  | 単位  | 数量 | 金 額 | 摘 要 |
|-----|----------------------|-----|----|-----|-----|
| 委託料 | 焼却残渣等予定量             |     |    |     |     |
|     | 【焼却残渣等内訳】            |     |    |     |     |
|     | ・ 焼却灰 2,937<br>t     | t   |    |     |     |
|     | ・ ばいじん処理物 1,599<br>t |     |    |     |     |
|     | 焼却残渣等搬送委託料単価         | 円/t |    |     |     |
|     | 焼却残渣等搬送委託料           |     |    |     |     |
|     |                      |     |    |     |     |
|     | 消費税額                 |     |    |     |     |
|     |                      |     |    |     |     |
|     | 設 計 金 額 合 計          |     |    |     |     |
|     |                      |     |    |     |     |
|     |                      |     |    |     |     |
|     |                      |     |    |     |     |
|     |                      |     |    |     |     |
|     |                      |     |    |     |     |
|     |                      |     |    |     |     |
|     |                      |     |    |     |     |

枚方京田辺環境施設組合

## 大阪湾広域廃棄物埋立処分場への焼却残渣の搬送委託仕様書（令和8年度）

本件仕様書は、枚方京田辺可燃ごみ広域処理施設（以下「広域処理施設」）において、一般廃棄物焼却により発生する焼却主灰及び、ばいじん処理物を搬送用車両によって大阪湾広域臨海環境整備センター（以下（「センター」という）大阪基地へ搬送する業務の内容について定めるものである。

### 1. 委託名称

大阪湾広域廃棄物埋立処分場への焼却残渣の搬送委託（令和8年度）

### 2. 委託場所

京都府京田辺市田辺ボケ谷、甘南備台二丁目地内 枚方京田辺可燃ごみ広域処理施設

### 3. 期間

① 契約期間 契約締結日 から 令和9年3月31日

② 委託期間 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日

（委託期間開始日は予定日。本組合とセンターの契約後に搬送開始となる）

### 4. 搬出・搬送先

① 大阪市西淀川区中島2丁目10番100号 大阪湾広域臨海環境整備センター大阪基地

### 5. 搬出・搬送物の種類及び（年間）予定量

広域処理施設（令和8年度排出予定量）

焼却主灰 約2,937トン

ばいじん処理物 約1,599トン

ただし、各搬出予定量は、ごみ処理計画や社会情勢等の要因により増減することがある。

### 6. 搬送経路

広域処理施設 → 甘南備台1号線 → 国道307号 → 第2京阪道路側道 → 大阪中央環状線 → 阪神高速東大阪線 → 阪神高速大阪港線 → 阪神高速湾岸線 → センター大阪基地

注1）有料道路の利用に伴い必要となった費用等については受注者の負担とする。

注2）国道43号線は走行不可とする。

注3）指定した搬送経路以外で、第2京阪道路（枚方学研IC⇄門真JCT間）及び近畿自動車道（大東鶴見IC⇄東大阪JC間）の通行を認めるが、有料道路通行に伴い必要となった費用等については受注者の負担とする。

### 7. 支払方法

① 本件委託料の支払いについては、2ヶ月ごとのセンター受入重量による出来高払いとする。（消費税の取り扱いについては小数点以下切捨てとする）

（例：4月および5月の搬送重量を集計し、5月末締で請求する。）

- ② センター受入基準不適合により、センター大阪基地搬送分から焼却残渣の持帰りが発生した場合は、センター発行の計量伝票もしくは、広域処理施設のトラックスケール発行の計量伝票による出来高払いとする。  
(10.②協議完了後)

## 8. 搬送車両

- ① 搬送用車両は、大型ダンプ車とし最大積載量約8トン以上11トン未満であること。
- ② 搬送用車両の台数は、広域処理施設から排出される焼却主灰、ばいじん処理物等の搬送車両及び予備車両(故障時、点検時、車検時、他非常時等に使用する車両)を合わせて4台以上確保すること。
- ③ 本契約締結後、速やかに搬送に使用する搬送用車両に係る情報をセンターへ登録するとともに、本組合がセンターと契約するために必要な関係資料を提出すること。また、登録車両の車両重量は、事前にセンター指定の基地で空車重量を計量し、発行された「空車重量計量票」に基づいて、重量登録を行うものとする。
- ④ 搬送用車両は、上記焼却残渣等の搬送車両としてセンターへ登録すること。産業廃棄物搬送等を行うことによる不適物の混入を防ぐため、搬送用車両が産業廃棄物運搬車両として許可権者に届出している車両ではないこと。
- ⑤ 搬送用車両は、積載物の落下及び飛散の防止のため、荷台は深ボディで、天蓋完全密閉型(コボレーン・シート不可)であること、走行時に開かない機能を有していること。
- ⑥ 搬送用車両は、ダンピングできる車両(観音開き・片開きは共に不可)であること。
- ⑦ 搬送用車両は、汚水等が流出しない構造であること。
- ⑧ 搬送用車両は、排ガス規制を遵守し、可能な限り低公害車を使用すること。
- ⑨ 自動車NO<sub>x</sub>・PM法による車種規制適合車等を使用すること。
- ⑩ 搬送車両の大きさは、概ね最大長7840mm以下、最大幅2490mm以下、最大高3600mm以下とする。  
但し、上記の大きさ以上の車両使用については、発注者と受注者の両者による協議によるものとする。

## 9. 搬送日及び搬送回数について

- ① センターへの搬送日は、平日(月～金とし、センターの休業日は除く)及び協議により定めた日(センターの臨時受入日)とし、1台当たり1日1回以上の搬送とする。ただし、焼却残渣の搬出がないと判断した場合は、この限りでない(焼却灰等搬送計画予定表を参照)。

## 10. 運行について

- ① 搬送は、センターに登録した車両にて搬送を行うこと。
- ② 搬送物がセンターの受入基準等に適合せずに搬入できなかった場合は、搬送物を発注者の指示により広域処理施設まで持ち帰ること。その搬送に関する諸費用の負担については発注者と受注者の両者による協議で定めるものとする。
- ③ センターからの依頼により、センター大阪基地以外のセンター受入れ地へ搬送先を変更した時は、発注者と協議の上、実施すること。その場合、当該搬送に関する諸費用は受注者の負担にて対応すること(堺基地への変更の場合に限る。その他の基地への変更の場合における費用負担については、別途協議を行う)。
- ④ 指定場所敷地内の通行については、安全運転に努めること。
- ⑤ 指定場所の敷地内、外を問わず運搬物が落下したときは、直ちに回収し、清掃すること。
- ⑥ センター大阪基地に搬入する際は、センターの指定したステッカーを搬送用車両の車体に常時付けること。
- ⑦ 搬送用車両は、指定した搬送経路を通行すること。
- ⑧ 搬送用車両は、道路交通法その他法令を遵守すること。

- ⑨ 沿道住民の要望により、交通渋滞を避けるため、基地には午前9時以前に到着しないこと。
- ⑩ 搬送用車両の整備及び洗車を常に行うこと。

#### 1 1. センターの基地での搬入について

- ① センター職員等の案内及び誘導等により、計量すること。
- ② 「搬入車証」を必ず受付で提示すること。
- ③ センター職員等の案内及び誘導等により「車止め」に注意して、自ら投入すること。
- ④ その他詳細については、センター規定の各基地廃棄物搬入要領等を遵守しておこなうこと。

#### 1 2. その他

- ① センターへの登録車両についての変更は認めないが、走行不能など止むを得ない事情があると本組合が認めるときは、その限りでない。その場合は、協議により変更車両を確認するため、自動車検査証の写し、センター発行の空車重量計量票、車両の写真（前面・側面・後面・平面）、変更届出書等を提出すること。
- ② 委託料の支払い額は、センターの受入伝票に記載された受入重量で算出する。
- ③ 本件委託は、労働安全衛生規則第36条34に掲げる業務には該当しないが、積込作業は管理区域内で行われており、ばいじん飛散作業が行われている場合や車両に付着したばいじん処理物を除去する作業などに対応するために防塵マスクを携帯し、必要に応じて装備すること。
- ④ 業務に起因した汚れ等の除去以外は、工場内で搬送用車両の洗車は行わないこと。
- ⑤ 業務終了後の搬送用車両等の工場内駐車は認めない。但し、業務の必要性に応じて発注者が許可した場合はこの限りでない。
- ⑥ 受注者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により、運搬を第三者等に委託してはならない。
- ⑦ 業務委託の履行については、関係法令を順守し、円滑に遂行すること。
- ⑧ 受注者の過失等にて、工場内の施設及び設備等を破損等した場合は、発注者及び運営事業者に報告し、受注者の責任において速やかに原状回復すること。
- ⑨ 受注者は、2ヶ月ごとの月末締めで搬送車両別の搬送量の報告書を提出すること。
- ⑩ 受注者は、計量カードの借用書類（任意様式）を提出すること。
- ⑪ 緊急時等により、工場内経路が変更される場合は、発注者及び運営事業者の誘導に従うこと。
- ⑫ この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者の両者による協議で定めるものとする。

## 枚方京田辺広域ごみ処理施設搬送要領

### 1. 焼却主灰、ばいじん処理物

#### (1) 搬出場所

京都府京田辺市田辺ボケ谷、甘南備台二丁目地内 枚方京田辺可燃ごみ広域処理施設

#### (2) 積み込み・搬出について

本施設への入場は午前9時以降とし、午後5時までに退場すること。施設へ入場後、搬送用車両を指定位置に停止させ、積み込みを確認後に搬出すること。なお、積み込みについては、運営事業者が本業務受注者の搬送用車両に積み込みを行うが運営事業者の指示に従い、積み込み作業に協力すること。また、車両の汚染が露見される時は、搬出時に車両の洗浄等を行うこと。

#### (3) 計量について

- ① 入場時、本清掃工場の入口計量機で計量カードを使用して、空車重量を計量すること。
- ② 退場時、本清掃工場の出口計量機で計量カードを使用して、搬出重量を計量すること。
- ③ 計量の方法や、その取り扱いについては、発注者と協議すること。
- ④ 登録車両及び搬送物毎に計量ICカードを貸与する。

#### (4) その他

- ① 排出状況により、発注者が搬出、搬送の変更を依頼するときは、速やかにこれに協力すること。
- ② 搬出業務においては、運営事業者と調整を行い協力し、各ピット内残量管理を含んだピットの適正管理に努めること。対象物についてセンターからの指導等があった場合は、発注者及び運営事業者が講じる対応策に協力すること。
- ③ この搬出・搬送要領に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者の両者による協議で定めるものとする。



| 令和8年 10月   | 1日  | 2日   | 3日  | 4日  | 5日  | 6日  | 7日  | 8日  | 9日  | 10日 | 11日 | 12日 | 13日 | 14日 | 15日 | 16日 | 17日 | 18日 | 19日 | 20日 | 21日 | 22日 | 23日 | 24日 | 25日 | 26日 | 27日 | 28日 | 29日 | 30日 | 31日  |       |       |     |
|------------|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-------|-------|-----|
|            | 木   | 金    | 土   | 日   | 月   | 火   | 水   | 木   | 金   | 土   | 日   | 月   | 火   | 水   | 木   | 金   | 土   | 日   | 月   | 火   | 水   | 木   | 金   | 土   | 日   | 月   | 火   | 水   | 木   | 金   | 土    | 小計    |       |     |
| 焼却主灰搬出量    | 9.5 | 9.5  | 0   | 0   | 19  | 19  | 9.5 | 9.5 | 9.5 | 0   | 0   | 0   | 19  | 19  | 9.5 | 9.5 | 0   | 0   | 19  | 19  | 9.5 | 9.5 | 9.5 | 0   | 0   | 19  | 19  | 9.5 | 9.5 | 9.5 | 0    | 275.5 | (t)   |     |
| 搬送台数       | 1   | 1    |     |     | 2   | 2   | 1   | 1   | 1   |     |     |     | 2   | 2   | 1   | 1   |     |     | 2   | 2   | 1   | 1   | 1   |     |     | 2   | 2   | 1   | 1   | 1   | 29   | (台)   |       |     |
| ばいじん処理物搬送量 | 0   | 9.5  | 0   | 0   | 9.5 | 0   | 9.5 | 9.5 | 9.5 | 0   | 0   | 0   | 9.5 | 9.5 | 9.5 | 9.5 | 0   | 0   | 9.5 | 0   | 9.5 | 9.5 | 9.5 | 0   | 0   | 9.5 | 0   | 9.5 | 9.5 | 0   | 152  | (t)   |       |     |
| 搬送台数       |     | 1    |     |     | 1   |     | 1   | 1   | 1   |     |     |     | 1   | 1   | 1   | 1   |     |     | 1   |     | 1   | 1   | 1   |     |     | 1   |     | 1   | 1   | 1   | 16   | (台)   |       |     |
| 搬送台日計      | 1   | 2    | 0   | 0   | 3   | 2   | 2   | 2   | 2   | 0   | 0   | 0   | 3   | 3   | 2   | 2   | 0   | 0   | 3   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 0   | 0   | 3   | 2   | 2   | 2   | 1    | 0     | 45    | (台) |
| 令和8年 11月   | 1日  | 2日   | 3日  | 4日  | 5日  | 6日  | 7日  | 8日  | 9日  | 10日 | 11日 | 12日 | 13日 | 14日 | 15日 | 16日 | 17日 | 18日 | 19日 | 20日 | 21日 | 22日 | 23日 | 24日 | 25日 | 26日 | 27日 | 28日 | 29日 | 30日 | 31日  |       |       |     |
|            | 日   | 月    | 火   | 水   | 木   | 金   | 土   | 日   | 月   | 火   | 水   | 木   | 金   | 土   | 日   | 月   | 火   | 水   | 木   | 金   | 土   | 日   | 月   | 火   | 水   | 木   | 金   | 土   | 日   | 月   | 小計   |       |       |     |
| 焼却主灰搬出量    | 0   | 19   | 0   | 19  | 19  | 9.5 | 0   | 0   | 19  | 19  | 9.5 | 9.5 | 9.5 | 0   | 0   | 19  | 19  | 9.5 | 9.5 | 9.5 | 0   | 0   | 0   | 19  | 19  | 19  | 9.5 | 0   | 0   | 19  | 285  | (t)   |       |     |
| 搬送台数       |     | 2    |     | 2   | 2   | 1   |     |     | 2   | 2   | 1   | 1   | 1   |     |     | 2   | 2   | 1   | 1   | 1   |     |     | 2   | 2   | 2   | 2   | 1   |     | 2   | 30  | (台)  |       |       |     |
| ばいじん処理物搬送量 | 0   | 9.5  | 0   | 9.5 | 9.5 | 9.5 | 0   | 0   | 9.5 | 0   | 9.5 | 9.5 | 9.5 | 0   | 0   | 9.5 | 0   | 0   | 9.5 | 0   | 9.5 | 9.5 | 0   | 0   | 9.5 | 9.5 | 9.5 | 0   | 0   | 9.5 | 152  | (t)   |       |     |
| 搬送台数       |     | 1    |     | 1   | 1   | 1   |     |     | 1   |     | 1   | 1   | 1   |     |     | 1   |     |     | 1   |     | 1   | 1   |     |     | 1   | 1   | 1   | 1   |     | 1   | 16   | (台)   |       |     |
| 搬送台日計      | 0   | 3    | 0   | 3   | 3   | 2   | 0   | 0   | 3   | 2   | 2   | 2   | 2   | 0   | 0   | 3   | 2   | 1   | 2   | 2   | 0   | 0   | 0   | 3   | 3   | 3   | 2   | 0   | 0   | 3   | 46   | (台)   |       |     |
| 令和8年 12月   | 1日  | 2日   | 3日  | 4日  | 5日  | 6日  | 7日  | 8日  | 9日  | 10日 | 11日 | 12日 | 13日 | 14日 | 15日 | 16日 | 17日 | 18日 | 19日 | 20日 | 21日 | 22日 | 23日 | 24日 | 25日 | 26日 | 27日 | 28日 | 29日 | 30日 | 31日  |       |       |     |
|            | 火   | 水    | 木   | 金   | 土   | 日   | 月   | 火   | 水   | 木   | 金   | 土   | 日   | 月   | 火   | 水   | 木   | 金   | 土   | 日   | 月   | 火   | 水   | 木   | 金   | 土   | 日   | 月   | 火   | 水   | 木    | 小計    |       |     |
| 焼却主灰搬出量    | 19  | 9.5  | 9.5 | 9.5 | 0   | 0   | 19  | 19  | 9.5 | 9.5 | 0   | 0   | 0   | 19  | 19  | 9.5 | 9.5 | 9.5 | 0   | 0   | 19  | 19  | 9.5 | 9.5 | 9.5 | 0   | 0   | 19  | 0   | 0   | 0    | 256.5 | (t)   |     |
| 搬送台数(場内保管) | 2   | 1    | 1   | 1   |     |     | 2   | 2   | 1   | 1   |     |     |     | 2   | 2   | 1   | 1   | 1   |     |     | 2   | 2   | 1   | 1   | 1   |     |     | 2   |     |     | 27   | (台)   |       |     |
| ばいじん処理物搬送量 | 9.5 | 0    | 9.5 | 9.5 | 0   | 0   | 9.5 | 0   | 9.5 | 9.5 | 9.5 | 0   | 0   | 9.5 | 0   | 9.5 | 9.5 | 9.5 | 0   | 0   | 9.5 | 0   | 9.5 | 9.5 | 9.5 | 0   | 0   | 9.5 | 0   | 0   | 152  | (t)   |       |     |
| 搬送台数(場内保管) | 1   |      | 1   | 1   |     |     | 1   |     | 1   | 1   | 1   |     |     | 1   |     | 1   | 1   | 1   |     |     | 1   |     | 1   | 1   | 1   |     |     | 1   |     |     | 16   | (台)   |       |     |
| 搬送台日計      | 3   | 1    | 2   | 2   | 0   | 0   | 3   | 2   | 2   | 2   | 1   | 0   | 0   | 3   | 2   | 2   | 2   | 2   | 0   | 0   | 3   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 0   | 0   | 3   | 0   | 0    | 0     | 0     |     |
| 令和9年 1月    | 1日  | 2日   | 3日  | 4日  | 5日  | 6日  | 7日  | 8日  | 9日  | 10日 | 11日 | 12日 | 13日 | 14日 | 15日 | 16日 | 17日 | 18日 | 19日 | 20日 | 21日 | 22日 | 23日 | 24日 | 25日 | 26日 | 27日 | 28日 | 29日 | 30日 | 31日  |       |       |     |
|            | 金   | 土    | 日   | 月   | 火   | 水   | 木   | 金   | 土   | 日   | 月   | 火   | 水   | 木   | 金   | 土   | 日   | 月   | 火   | 水   | 木   | 金   | 土   | 日   | 月   | 火   | 水   | 木   | 金   | 土   | 日    | 小計    |       |     |
| 焼却主灰搬出量    | 0   | 0    | 0   | 19  | 19  | 9.5 | 9.5 | 19  | 0   | 0   | 0   | 19  | 9.5 | 9.5 | 19  | 0   | 0   | 19  | 19  | 9.5 | 9.5 | 19  | 0   | 0   | 19  | 19  | 9.5 | 9.5 | 19  | 0   | 0    | 285   | (t)   |     |
| 搬送台数       |     |      |     | 2   | 2   | 1   | 1   | 2   |     |     |     | 2   | 1   | 1   | 2   |     |     | 2   | 2   | 1   | 1   | 2   |     |     | 2   | 2   | 1   | 1   | 2   |     | 30   | (台)   |       |     |
| ばいじん処理物搬送量 | 0   | 0    | 0   | 9.5 | 9.5 | 9.5 | 9.5 | 9.5 | 0   | 0   | 0   | 9.5 | 9.5 | 9.5 | 9.5 | 0   | 0   | 9.5 | 0   | 9.5 | 9.5 | 9.5 | 0   | 0   | 9.5 | 0   | 9.5 | 9.5 | 9.5 | 0   | 0    | 161.5 | (t)   |     |
| 搬送台数       |     |      |     | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   |     |     |     | 1   | 1   | 1   | 1   |     |     | 1   |     | 1   | 1   | 1   |     |     | 1   |     | 1   | 1   | 1   | 1   | 17   | (台)   |       |     |
| 搬送台日計      | 0   | 0    | 0   | 3   | 3   | 2   | 2   | 3   | 0   | 0   | 0   | 3   | 2   | 2   | 3   | 0   | 0   | 3   | 2   | 2   | 2   | 3   | 0   | 0   | 3   | 2   | 2   | 2   | 3   | 0   | 0    | 47    | (台)   |     |
| 令和9年 2月    | 1日  | 2日   | 3日  | 4日  | 5日  | 6日  | 7日  | 8日  | 9日  | 10日 | 11日 | 12日 | 13日 | 14日 | 15日 | 16日 | 17日 | 18日 | 19日 | 20日 | 21日 | 22日 | 23日 | 24日 | 25日 | 26日 | 27日 | 28日 |     |     |      |       |       |     |
|            | 月   | 火    | 水   | 木   | 金   | 土   | 日   | 月   | 火   | 水   | 木   | 金   | 土   | 日   | 月   | 火   | 水   | 木   | 金   | 土   | 日   | 月   | 火   | 水   | 木   | 金   | 土   | 日   |     |     |      | 小計    |       |     |
| 焼却主灰搬出量    | 19  | 28.5 | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 47.5 | (t)   |       |     |
| 搬送台数       | 2   | 3    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     | 5    | (台)   |       |     |
| ばいじん処理物搬送量 | 9.5 | 0    | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 9.5 | (t)  |       |       |     |
| 搬送台数       | 1   |      |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     | 1   | (台)  |       |       |     |
| 搬送台日計      | 3   | 3    | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 6   | (台)  |       |       |     |
| 令和9年 3月    | 1日  | 2日   | 3日  | 4日  | 5日  | 6日  | 7日  | 8日  | 9日  | 10日 | 11日 | 12日 | 13日 | 14日 | 15日 | 16日 | 17日 | 18日 | 19日 | 20日 | 21日 | 22日 | 23日 | 24日 | 25日 | 26日 | 27日 | 28日 | 29日 | 30日 | 31日  |       |       |     |
|            | 月   | 火    | 水   | 木   | 金   | 土   | 日   | 月   | 火   | 水   | 木   | 金   | 土   | 日   | 月   | 火   | 水   | 木   | 金   | 土   | 日   | 月   | 火   | 水   | 木   | 金   | 土   | 日   | 月   | 火   | 水    | 小計    | 合計    |     |
| 焼却主灰搬出量    | 19  | 9.5  | 9.5 | 9.5 | 9.5 | 0   | 0   | 19  | 19  | 9.5 | 9.5 | 9.5 | 0   | 0   | 19  | 19  | 9.5 | 9.5 | 9.5 | 0   | 0   | 0   | 19  | 9.5 | 9.5 | 19  | 0   | 0   | 19  | 19  | 9.5  | 294.5 | 884   |     |
| 搬送台数       | 2   | 1    | 1   | 1   | 1   |     |     | 2   | 2   | 1   | 1   | 1   |     |     | 2   | 2   | 1   | 1   | 1   |     |     |     | 2   | 1   | 1   | 2   |     | 2   | 2   | 1   | 31   | 66    |       |     |
| ばいじん処理物搬送量 | 0   | 0    | 9.5 | 9.5 | 9.5 | 0   | 0   | 9.5 | 0   | 9.5 | 9.5 | 9.5 | 0   | 0   | 9.5 | 0   | 9.5 | 9.5 | 9.5 | 0   | 0   | 0   | 9.5 | 9.5 | 9.5 | 9.5 | 0   | 0   | 9.5 | 0   | 9.5  | 161.5 | 484.5 |     |
| 搬送台数       |     |      | 1   | 1   | 1   |     |     | 1   |     | 1   | 1   | 1   |     |     | 1   |     | 1   | 1   | 1   |     |     |     | 1   | 1   | 1   | 1   |     | 1   |     | 1   | 17   | 35    |       |     |
| 搬送台日計      | 2   | 1    | 2   | 2   | 2   | 0   | 0   | 3   | 2   | 2   | 2   | 2   | 0   | 0   | 3   | 2   | 2   | 2   | 2   | 0   | 0   | 0   | 3   | 2   | 2   | 3   | 0   | 0   | 3   | 2   | 2    | 48    | (台)   |     |

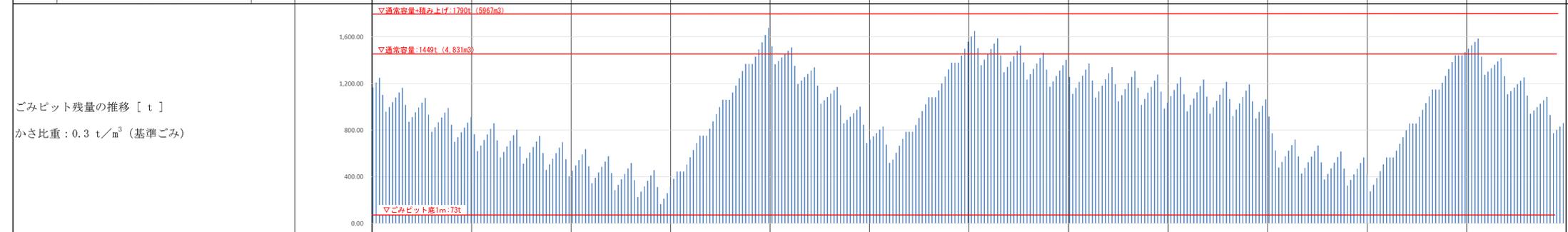
・土、日、祝日は大阪湾臨海環境整備センター大阪基地への搬送は無い。但し、大阪湾臨海環境整備センター指定日に搬送することがある。

・操炉計画の変更に伴う搬送計画の変更がある。

|                   |       |     |
|-------------------|-------|-----|
| 株式会社ecoフオレスト枚方京田辺 |       |     |
| 現場総括責任者           | 運転責任者 | 作成者 |
|                   |       |     |

3-5-1 年間運転計画書/報告書 ( 2026 年度 )  
4-5-1

| 項目     | 年<br>月<br>日数 | 前年度<br>(推計)         | 2026 年度        |    |       |  |       |       |       |       |       |       |       |       | 合計    | 備考    |        |        |   |  |
|--------|--------------|---------------------|----------------|----|-------|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|---|--|
|        |              |                     | 4月             | 5月 | 6月    | 7月   | 8月    | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   | 1月    | 2月    | 3月    |       |       |        |        |   |  |
| 大工程    |              |                     | 30             | 31 | 30    | 31   | 31    | 30    | 31    | 30    | 31    | 31    | 28    | 31    | 365   |       |        |        |   |  |
| 計<br>画 | 搬入量          | ごみ搬入量 <sup>※1</sup> | t              | -  | 4,123 | 4,071  | 4,238 | 1,420 | 3,884 | 1,934 | 4,230 | 4,165 | 4,412 | 3,886 | 1,168 | 4,263 | 41,794 |        |   |  |
|        |              | ごみ搬入日数              | 日              | -  | 22    | 21   | 22    | 23    | 21    | 22    | 22    | 21    | 22    | 20    | 20    | 23    | 259    |        |   |  |
|        | 焼却炉          | 1号炉                 | 運転・停止計画        |    |       | [Blue bar chart showing operation status]        |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        | -      |   |  |
|        |              |                     | 運転日数           | 日  | -     | 30   | 31    | 30    | 0     | 31    | 7     | 31    | 30    | 31    | 31    | 0     | 31     | 283    |   |  |
|        |              |                     | 焼却量            | t  | -     | 4,385  | 4,531 | 4,385 | 0     | 4,843 | 1,094 | 4,531 | 4,385 | 4,531 | 4,531 | 0     | 4,843  | 42,059 |   |  |
|        |              |                     | 焼却負荷率          | %  | -     | 87%  | 87%   | 87%   | 0%    | 93%   | 93%   | 87%   | 87%   | 87%   | 87%   | 0%    | 93%    | -      |   |  |
|        | 焼却主灰         | 搬出量                 | t              | -  | 266   | 276  | 304   | 0     | 295   | 86    | 276   | 285   | 257   | 285   | 48    | 295   | 2,670  |        |   |  |
|        |              | 搬出台数                | 台              | -  | 28    | 29   | 32    | 0     | 31    | 9     | 29    | 30    | 27    | 30    | 5     | 31    | 281    |        |   |  |
|        | 飛灰処理物        | 搬出量                 | t              | -  | 143   | 152  | 152   | 19    | 152   | 48    | 152   | 152   | 152   | 162   | 10    | 162   | 1,454  |        |   |  |
|        |              | 搬出台数                | 台              | -  | 15    | 16   | 16    | 2     | 16    | 5     | 16    | 16    | 16    | 17    | 1     | 17    | 153    |        |   |  |
|        | 電力量          | 発電電力量               | MWh            | -  |       |  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 0      |        |   |  |
|        |              | 売電電力量               | MWh            | -  |       |  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 0      |        |   |  |
|        |              | 買電電力量               | MWh            | -  |       |  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 0      |        |   |  |
|        | 用水           | 上水使用量               | m <sup>3</sup> | -  |       |  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 0      |        |   |  |
|        | 灯油使用量        |                     |                | L  | -     |  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 0      |        |   |  |
| 実<br>績 | 搬入量          | ごみ搬入量 <sup>※1</sup> | t              | -  |       |  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 0      |        |   |  |
|        |              | ごみ搬入日数              | 日              | -  |       |  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        | 0      |   |  |
|        | 焼却炉          | 1号炉                 | 運転・停止計画        |    |       | [Blue bar chart showing actual operation status] |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        | -      |   |  |
|        |              |                     | 運転日数           | 日  | -     |  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        |        | 0 |  |
|        |              |                     | 焼却量            | t  | -     |  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        |        | 0 |  |
|        |              |                     | 焼却負荷率          | %  | -     |  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        |        | - |  |
|        | 焼却主灰         | 搬出量                 | t              | -  |       |  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        | 0      |   |  |
|        |              | 搬出台数                | 台              | -  |       |  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        | 0      |   |  |
|        | 飛灰処理物        | 搬出量                 | t              | -  |       |  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        | 0      |   |  |
|        |              | 搬出台数                | 台              | -  |       |  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        | 0      |   |  |
|        | 電力量          | 発電電力量               | MWh            | -  |       |  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        | 0      |   |  |
|        |              | 売電電力量               | MWh            | -  |       |  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        | 0      |   |  |
|        |              | 買電電力量               | MWh            | -  |       |  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        | 0      |   |  |
|        | 用水           | 上水使用量               | m <sup>3</sup> | -  |       |  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        | 0      |   |  |
|        | 灯油使用量        |                     |                | L  | -     |  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        | 0      |   |  |



※1 計画ごみ搬入量は要求水準書に記載された計画ごみ処理量（年間）を、昨年の実績を基に月別係数を算出し割り当てたものです。









| 株式会社ecoフォレスト枚方京田辺 |       |     |
|-------------------|-------|-----|
| 現場総括責任者           | 運転責任者 | 作成者 |
|                   |       |     |

3-5-1-1  
4-5-1-1

月間運転計画書/報告書

( 8 月度 )

| 項目      | 単位    | 8月     |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         | 合計      |     |    |
|---------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|----|
|         |       | 1<br>土 | 2<br>日 | 3<br>月 | 4<br>火 | 5<br>水 | 6<br>木 | 7<br>金 | 8<br>土 | 9<br>日 | 10<br>月 | 11<br>火 | 12<br>水 | 13<br>木 | 14<br>金 | 15<br>土 | 16<br>日 | 17<br>月 | 18<br>火 | 19<br>水 | 20<br>木 | 21<br>金 | 22<br>土 | 23<br>日 | 24<br>月 | 25<br>火 | 26<br>水 | 27<br>木 | 28<br>金 | 29<br>土 | 30<br>日 | 31<br>月 |         |     |    |
| 運転・停止計画 | -     |        |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         | -       |     |    |
| ごみ搬入量   | t     | 0.0    | 0.0    | 185.0  | 185.0  | 185.0  | 185.0  | 185.0  | 0.0    | 0.0    | 185.0   | 185.0   | 185.0   | 185.0   | 185.0   | 0.0     | 0.0     | 185.0   | 185.0   | 185.0   | 185.0   | 185.0   | 0.0     | 0.0     | 185.0   | 185.0   | 185.0   | 185.0   | 185.0   | 0.0     | 0.0     | 185.0   | 3,884.1 |     |    |
| 焼却量     | t     | 156.2  | 156.2  | 156.2  | 156.2  | 156.2  | 156.2  | 156.2  | 156.2  | 156.2  | 156.2   | 156.2   | 156.2   | 156.2   | 156.2   | 156.2   | 156.2   | 156.2   | 156.2   | 156.2   | 156.2   | 156.2   | 156.2   | 156.2   | 156.2   | 156.2   | 156.2   | 156.2   | 156.2   | 156.2   | 156.2   | 4,843.4 |         |     |    |
| ごみピット残量 | t     | 1,521  | 1,365  | 1,393  | 1,422  | 1,451  | 1,480  | 1,508  | 1,352  | 1,196  | 1,225   | 1,253   | 1,282   | 1,311   | 1,339   | 1,183   | 1,027   | 1,056   | 1,084   | 1,113   | 1,142   | 1,171   | 1,014   | 858     | 887     | 915     | 944     | 973     | 1,002   | 845     | 689     | 718     |         |     |    |
| 焼却主灰    | 搬出台数  | 台      |        |        | 2      | 2      | 1      | 1      | 1      |        | 2       |         | 2       | 2       | 1       |         | 2       | 2       | 2       | 1       | 1       |         | 2       | 2       | 1       | 1       | 1       |         | 2       | 2       | 1       | 1       | 1       | 2   | 31 |
|         | 搬出量   | t      | 0.0    | 0.0    | 19.0   | 19.0   | 9.5    | 9.5    | 9.5    | 0.0    | 0.0     | 19.0    | 0.0     | 19.0    | 19.0    | 9.5     | 0.0     | 0.0     | 19.0    | 19.0    | 19.0    | 9.5     | 9.5     | 0.0     | 0.0     | 19.0    | 19.0    | 9.5     | 9.5     | 9.5     | 0.0     | 0.0     | 19.0    | 295 |    |
|         | 発生量   | t      | 10.0   | 10.0   | 10.0   | 10.0   | 10.0   | 10.0   | 10.0   | 10.0   | 10.0    | 10.0    | 10.0    | 10.0    | 10.0    | 10.0    | 10.0    | 10.0    | 10.0    | 10.0    | 10.0    | 10.0    | 10.0    | 10.0    | 10.0    | 10.0    | 10.0    | 10.0    | 10.0    | 10.0    | 10.0    | 10.0    | 10.0    | 310 |    |
|         | ピット残量 | t      | 40.7   | 50.7   | 41.7   | 32.7   | 33.2   | 33.7   | 34.2   | 44.2   | 54.2    | 45.2    | 55.2    | 46.2    | 37.2    | 37.7    | 47.7    | 57.7    | 48.7    | 39.7    | 30.7    | 31.2    | 31.7    | 41.7    | 51.7    | 42.7    | 33.7    | 34.2    | 34.7    | 35.2    | 45.2    | 55.2    | 46.2    |     |    |
| 飛灰処理物   | 搬出台数  | 台      |        |        | 1      |        |        | 1      | 1      |        | 1       |         | 1       | 1       | 1       |         | 1       |         | 1       | 1       | 1       |         |         |         | 1       |         | 1       | 1       | 1       |         |         | 1       | 16      |     |    |
|         | 搬出量   | t      | 0.0    | 0.0    | 9.5    | 0.0    | 0.0    | 9.5    | 9.5    | 0.0    | 0.0     | 9.5     | 0.0     | 9.5     | 9.5     | 0.0     | 0.0     | 9.5     | 0.0     | 9.5     | 9.5     | 9.5     | 0.0     | 0.0     | 9.5     | 0.0     | 9.5     | 9.5     | 9.5     | 0.0     | 0.0     | 9.5     | 152     |     |    |
|         | 発生量   | t      | 5.5    | 5.5    | 5.5    | 5.5    | 5.5    | 5.5    | 5.5    | 5.5    | 5.5     | 5.5     | 5.5     | 5.5     | 5.5     | 5.5     | 5.5     | 5.5     | 5.5     | 5.5     | 5.5     | 5.5     | 5.5     | 5.5     | 5.5     | 5.5     | 5.5     | 5.5     | 5.5     | 5.5     | 5.5     | 5.5     | 170     |     |    |
|         | ピット残量 | t      | 20.5   | 26.0   | 21.9   | 27.4   | 32.9   | 28.8   | 24.8   | 30.3   | 35.7    | 31.7    | 37.2    | 33.1    | 29.1    | 25.1    | 30.5    | 36.0    | 32.0    | 37.5    | 33.4    | 29.4    | 25.4    | 30.8    | 36.3    | 32.3    | 37.7    | 33.7    | 29.7    | 25.6    | 31.1    | 36.6    | 32.5    |     |    |
| 電力量     | 発電電力量 | MWh    |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |     |    |
|         | 売電電力量 | MWh    |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |     |    |
|         | 買電電力量 | MWh    |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |     |    |
| 灯油使用量   | L     |        |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |     |    |
| 運転・停止計画 | -     |        |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         | -       |     |    |
| ごみ搬入量   |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |     |    |
| 焼却量     | t     |        |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |     |    |
| ごみピット残量 | t     |        |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |     |    |
| 焼却主灰    | 搬出台数  | 台      |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |     |    |
|         | 搬出量   | t      |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |     |    |
|         | 発生量   | t      |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |     |    |
|         | ピット残量 | t      |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |     |    |
| 飛灰処理物   | 搬出台数  | 台      |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |     |    |
|         | 搬出量   | t      |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |     |    |
|         | 発生量   | t      |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |     |    |
|         | ピット残量 | t      |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |     |    |
| 電力量     | 発電電力量 | MWh    |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |     |    |
|         | 売電電力量 | MWh    |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |     |    |
|         | 買電電力量 | MWh    |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |     |    |
| 灯油使用量   | L     |        |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |     |    |
| 備考      |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |     |    |





| 株式会社ecoフォレスト枚方京田辺 |       |     |
|-------------------|-------|-----|
| 現場総括責任者           | 運転責任者 | 作成者 |
|                   |       |     |

3-5-1-1  
4-5-1-1

月間運転計画書/報告書

( 11 月度 )

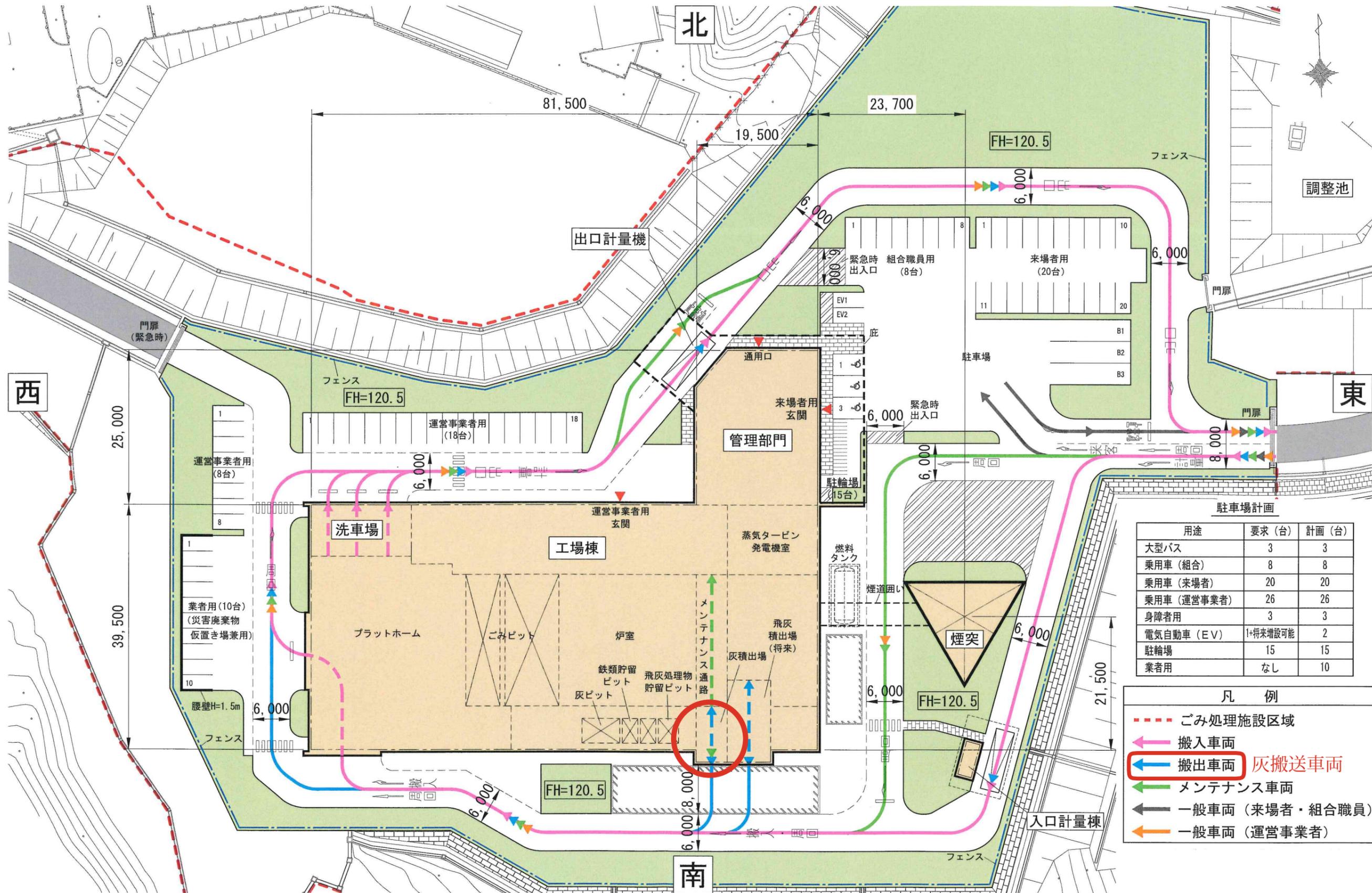
| 項目      | 単位    | 11月   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |         | 合計      |     |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|---------|-----|
|         |       | 1日    | 2月    | 3火    | 4水    | 5木    | 6金    | 7土    | 8日    | 9月    | 10火   | 11水   | 12木   | 13金   | 14土   | 15日   | 16月   | 17火   | 18水   | 19木   | 20金   | 21土   | 22日   | 23月   | 24火   | 25水   | 26木   | 27金   | 28土   | 29日   | 30月     |         |     |
| 運転・停止計画 | -     |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |         | -       |     |
| ごみ搬入量   | t     | 0.0   | 198.3 | 198.3 | 198.3 | 198.3 | 198.3 | 0.0   | 0.0   | 198.3 | 198.3 | 198.3 | 198.3 | 198.3 | 0.0   | 0.0   | 198.3 | 198.3 | 198.3 | 198.3 | 198.3 | 0.0   | 0.0   | 198.3 | 198.3 | 198.3 | 198.3 | 198.3 | 0.0   | 0.0   | 198.3   | 4,164.6 |     |
| 焼却量     | t     | 146.2 | 146.2 | 146.2 | 146.2 | 146.2 | 146.2 | 146.2 | 146.2 | 146.2 | 146.2 | 146.2 | 146.2 | 146.2 | 146.2 | 146.2 | 146.2 | 146.2 | 146.2 | 146.2 | 146.2 | 146.2 | 146.2 | 146.2 | 146.2 | 146.2 | 146.2 | 146.2 | 146.2 | 146.2 | 4,384.8 |         |     |
| ごみピット残量 | t     | 1,110 | 1,162 | 1,215 | 1,267 | 1,319 | 1,371 | 1,225 | 1,079 | 1,131 | 1,183 | 1,235 | 1,287 | 1,340 | 1,193 | 1,047 | 1,099 | 1,151 | 1,204 | 1,256 | 1,308 | 1,162 | 1,016 | 1,068 | 1,120 | 1,172 | 1,224 | 1,276 | 1,130 | 984   | 1,036   |         |     |
| 焼却主灰    | 搬出台数  | 台     | 2     | 2     | 2     | 1     |       |       | 2     | 2     | 1     | 1     | 1     |       |       | 2     | 2     | 1     | 1     | 1     |       |       |       |       | 2     | 2     | 2     | 1     |       | 2     | 30      |         |     |
|         | 搬出量   | t     | 0.0   | 19.0  | 0.0   | 19.0  | 19.0  | 9.5   | 0.0   | 0.0   | 19.0  | 19.0  | 9.5   | 9.5   | 9.5   | 0.0   | 0.0   | 19.0  | 19.0  | 9.5   | 9.5   | 9.5   | 0.0   | 0.0   | 0.0   | 19.0  | 19.0  | 19.0  | 9.5   | 0.0   | 0.0     | 19.0    | 285 |
|         | 発生量   | t     | 9.4   | 9.4   | 9.4   | 9.4   | 9.4   | 9.4   | 9.4   | 9.4   | 9.4   | 9.4   | 9.4   | 9.4   | 9.4   | 9.4   | 9.4   | 9.4   | 9.4   | 9.4   | 9.4   | 9.4   | 9.4   | 9.4   | 9.4   | 9.4   | 9.4   | 9.4   | 9.4   | 9.4   | 9.4     | 281     |     |
|         | ピット残量 | t     | 54.5  | 44.9  | 54.3  | 44.6  | 35.0  | 34.8  | 44.2  | 53.5  | 43.9  | 34.2  | 34.1  | 33.9  | 33.8  | 43.2  | 52.5  | 42.9  | 33.2  | 33.1  | 32.9  | 32.8  | 42.1  | 51.5  | 60.8  | 51.2  | 41.5  | 31.9  | 31.8  | 41.1  | 50.5    | 40.8    |     |
| 飛灰処理物   | 搬出台数  | 台     | 1     |       | 1     | 1     |       |       | 1     |       | 1     | 1     | 1     |       |       | 1     |       |       | 1     | 1     |       |       |       |       | 1     | 1     | 1     | 1     |       | 1     | 16      |         |     |
|         | 搬出量   | t     | 0.0   | 9.5   | 0.0   | 9.5   | 9.5   | 9.5   | 0.0   | 0.0   | 9.5   | 0.0   | 9.5   | 9.5   | 9.5   | 0.0   | 0.0   | 9.5   | 0.0   | 0.0   | 9.5   | 9.5   | 0.0   | 0.0   | 0.0   | 9.5   | 9.5   | 9.5   | 9.5   | 0.0   | 0.0     | 9.5     | 152 |
|         | 発生量   | t     | 5.1   | 5.1   | 5.1   | 5.1   | 5.1   | 5.1   | 5.1   | 5.1   | 5.1   | 5.1   | 5.1   | 5.1   | 5.1   | 5.1   | 5.1   | 5.1   | 5.1   | 5.1   | 5.1   | 5.1   | 5.1   | 5.1   | 5.1   | 5.1   | 5.1   | 5.1   | 5.1   | 5.1   | 5.1     | 153     |     |
|         | ピット残量 | t     | 35.0  | 30.6  | 35.7  | 31.4  | 27.0  | 22.6  | 27.7  | 32.8  | 28.4  | 33.6  | 29.2  | 24.8  | 20.4  | 25.5  | 30.6  | 26.3  | 31.4  | 36.5  | 32.1  | 27.7  | 32.8  | 37.9  | 43.1  | 38.7  | 34.3  | 29.9  | 25.5  | 30.6  | 35.8    | 31.4    |     |
| 電力量     | 発電電力量 | MWh   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |         |         |     |
|         | 売電電力量 | MWh   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |         |         |     |
|         | 買電電力量 | MWh   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |         |         |     |
| 灯油使用量   | L     |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |         |         |     |
| 運転・停止計画 | -     |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |         | -       |     |
| ごみ搬入量   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |         |         |     |
| 焼却量     | t     |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |         |         |     |
| ごみピット残量 | t     |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |         |         |     |
| 焼却主灰    | 搬出台数  | 台     |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |         |         |     |
|         | 搬出量   | t     |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |         |         |     |
|         | 発生量   | t     |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |         |         |     |
|         | ピット残量 | t     |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |         |         |     |
| 飛灰処理物   | 搬出台数  | 台     |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |         |         |     |
|         | 搬出量   | t     |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |         |         |     |
|         | 発生量   | t     |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |         |         |     |
|         | ピット残量 | t     |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |         |         |     |
| 電力量     | 発電電力量 | MWh   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |         |         |     |
|         | 売電電力量 | MWh   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |         |         |     |
|         | 買電電力量 | MWh   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |         |         |     |
| 灯油使用量   | L     |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |         |         |     |
| 備考      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |         |         |     |











駐車場計画

| 用途         | 要求(台)    | 計画(台) |
|------------|----------|-------|
| 大型バス       | 3        | 3     |
| 乗用車(組合)    | 8        | 8     |
| 乗用車(来場者)   | 20       | 20    |
| 乗用車(運営事業者) | 26       | 26    |
| 身障者用       | 3        | 3     |
| 電気自動車(EV)  | 1+将来増設可能 | 2     |
| 駐輪場        | 15       | 15    |
| 業者用        | なし       | 10    |

凡例

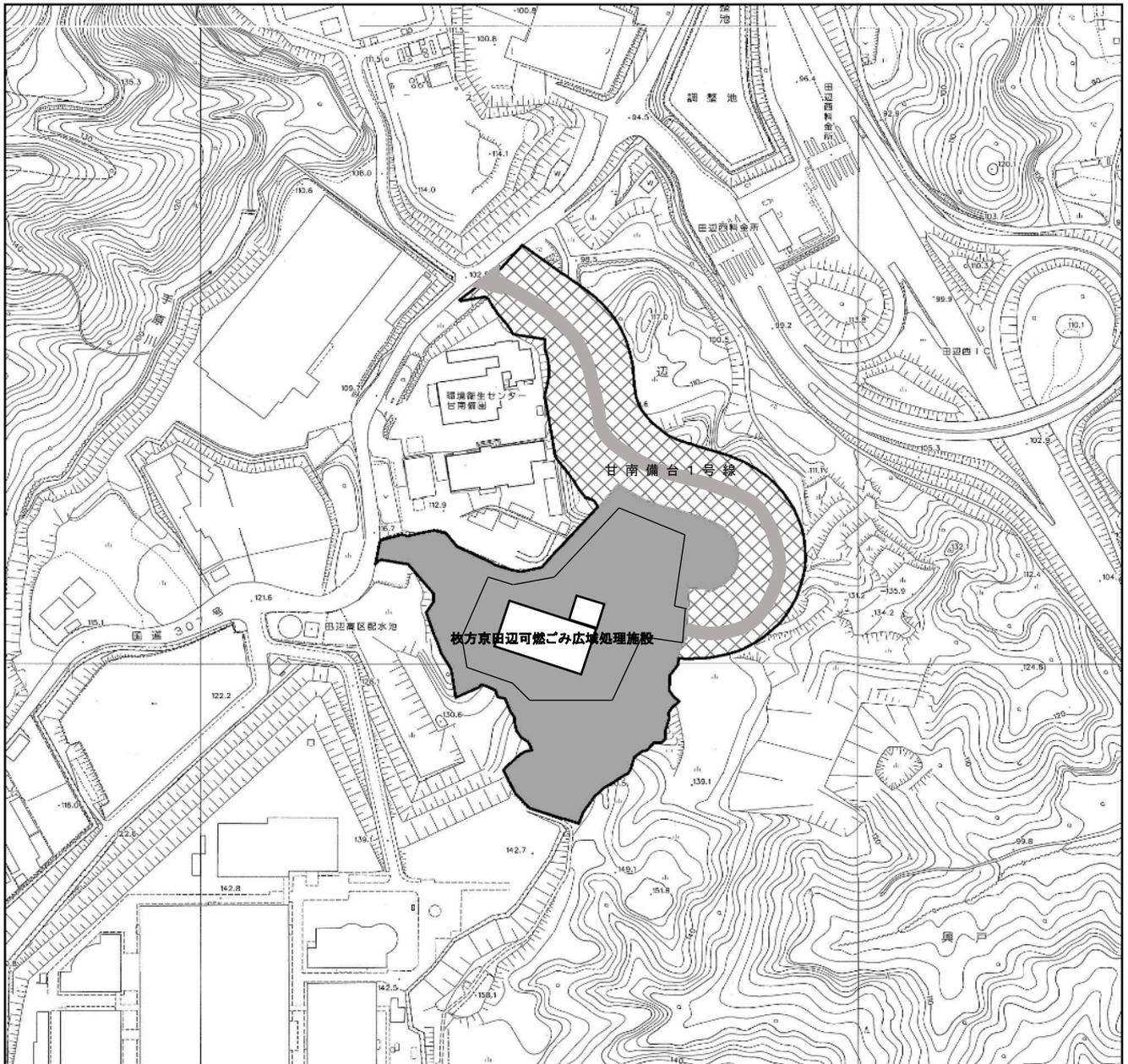
- ごみ処理施設区域
- ← 搬入車両
- ← 搬出車両 灰搬送車両
- ← メンテナンス車両
- ← 一般車両(来場者・組合職員)
- ← 一般車両(運営事業者)

動線計画図  
縮尺 1:600

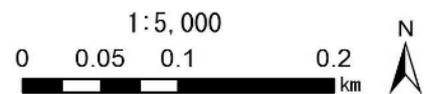


全体配置図 (全体図)  
縮尺 1:1200

# 大阪湾広域廃棄物埋立処分場への焼却残渣の搬送委託 位置図



名 称: 枚方京田辺可燃ごみ広域処理施設  
所在地: 京田辺市田辺ボケ谷、甘南備谷二丁目地内



(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、別冊の仕様書、説明書及び説明に対する質問回答書（以下これらを「仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）の引渡しを要する業務の場合にあっては成果物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その契約金額を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する業務を履行させるため、業務に関する指示を受注者又は第9条第3項に規定する受注者の業務責任者及び業務履行の技術上の管理をつかさどる主任技術者（以下「業務責任者等」という。）に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の業務責任者等は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

- 第3条 受注者は、この契約の締結後5日以内に仕様書に基づいて、業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、業務工程表の提出を受けた日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間又は仕様書が変更された場合においては、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約の締結後」とあるのは「当該請求があった日後」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

(その他委託)

4 本業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

~~(契約の保証)~~ **本条削除**

~~第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。~~

~~(1) 契約保証金の納付~~

~~(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供~~

~~(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が  
確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭  
和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の  
保証~~

~~(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証~~

~~(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の保証~~

~~2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、契約金額の100分の5以上としなければならない。~~

~~3 受注者が第1項第3号又は第4号のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第2  
9条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければなら  
ない。~~

~~4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該  
保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に  
掲げる保証を付したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。~~

~~5 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の5に達する  
まで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求  
することができる。~~

~~(権利義務の譲渡等)~~

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承し又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第6条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 受注者は、発注者の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。

(再委託等の禁止)

第7条 受注者は業務の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務の調査)

第8条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(監督職員等)

第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 発注者が監督職員を置いたときは、この契約の履行に関し、受注者から発注者に提出する書類は、発注者の指定するものを除き、監督職員を経由するものとする。この場合において

(その他委託)

は、監督職員に提出された日をもって発注者に到達したものとみなす。

- 3 受注者は、業務責任者等を定め、その氏名を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(業務責任者等に対する措置請求)

第10条 発注者又は監督職員は、業務責任者等がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 受注者は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に書面により発注者又は監督職員に通知しなければならない。

- 3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(業務内容の変更)

第11条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下この条において「仕様書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第12条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができない事由により、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第13条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第14条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又

(その他委託)

は受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(経費の負担)

第15条 業務の履行に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その経費のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担するものとし、その額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(検査及び引渡し)

第16条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行うものとして定めた職員(以下「検査員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、成果物の引渡しを要する業務において、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを契約金額の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求の後、直ちに応じなければならない。

5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(契約金額の支払い)

第17条 受注者は、前条第2項(同条第5項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)による検査に合格したときは、書面により契約金額の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して30日以内に契約金額を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき理由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

~~(前払)~~ **本条から6条削除**

~~第17条の2 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、契約金額の10分の3以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。~~

~~2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。~~

~~3 受注者は、契約金額が著しく増額された場合においては、その増額後の契約金額の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。~~

(その他委託)

~~4 受注者は、契約金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の契約金額の10分の3を超えるときは、契約金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。この場合において、当該30日以内に発注者が支払うべき契約金額が超過額以上の額であるときはその超過額を返還することを要さず、発注者が支払うべき契約金額が超過額未満の額であるときはその差額を返還しなければならない。~~

~~5 受注者は、前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに契約金額が増額された場合において、増額後の契約金額が減額前の契約金額以上の額であるときはその超過額を返還しないものとし、増額後の契約金額が減額前の契約金額未満の額であるときは受領済みの前払金の額からその増額後の契約金額の10分の3の額を差し引いた額を返還しなければならない。~~

~~6 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、契約金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。~~

~~7 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（以下「契約締結日における支払遅延防止法の率」という。）を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。~~

~~（保証契約の変更）~~

~~第17条の3 受注者は、第17条の2第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。~~

~~2 受注者は、前項に定める場合のほか、契約金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。~~

~~3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。~~

~~（前払金の使用等）~~

~~第17条の4 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。~~

~~（引渡し前における成果物の使用）~~

~~第18条 発注者は、第16条第3項若しくは第4項又は第20条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。~~

~~2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。~~

~~3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。~~

~~（部分払）~~

~~第19条 受注者は、業務等完了前に業務等の既済部分に相当する契約金額相当額以内の額について、次項から第6項までの規定により部分払を請求することができる。ただし、履行期~~

（その他委託）

~~開中契約書の支払条件欄に記載する部分払の回数を超えることができない。~~

~~2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既済部分の確認を発注者に請求しなければならない。~~

~~3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、仕様書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。~~

~~4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。~~

~~5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。~~

~~6 前項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項中「契約金額相当額」とあるのは「契約金額相当額から既に部分払の対象となった契約金額相当額を控除した額」とするものとする。~~

~~(部分引渡し)~~

~~第20条 成果物について、発注者が仕様書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第16条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第17条中「契約金額」とあるのは「部分引渡しに係る契約金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。~~

~~2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において第16条中「業務」とあるのは「引渡し部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡し部分に係る成果物」と、同条第4項及び第17条中「契約金額」とあるのは「部分引渡しに係る契約金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。~~

~~3 前2項の規定により準用される第17条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る契約金額は、次の各号に掲げるところによる。この場合において第1号中「指定部分に相応する契約金額」及び第2号中「引渡し部分に相応する契約金額」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が、前2項において準用する第17条第1項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。~~

~~(1) 第1項に規定する部分引渡しに係る契約金額  
指定部分に相応する契約金額（1－前払金額／契約金額）~~

~~(2) 第2項に規定する部分引渡しに係る契約金額  
引渡し部分に相応する契約金額（1－前払金額／契約金額）~~

~~(契約不適合責任)~~

第21条 発注者は、完了した業務の履行内容又は成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、当該契約不適合の履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求す  
(その他委託)

ることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第22条 発注者は、業務が完成するまでの間は、次条、第24条又は第26条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時におけるこの契約による債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に業務を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第21条第1項の履行の追完をしないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第24条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条の規定に違反して、契約金額の給付を目的とする債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) この契約の成果物を完成させることを拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者のこの契約による債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約による債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 受注者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営

(その他委託)

に実質的に関与していると認められる者に契約金額の給付を目的とする債権を譲渡したとき。

- (8) 第27条又は第28条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)
  - ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
  - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第25条 第23条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(談合その他不正行為による解除)

第26条 発注者は、この契約に関し、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者に違反行為があったとして、公正取引委員会が行った独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項(同法第8条の2第2項及び同法第20条第2項において準用する場合を含む。)、同法第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令を受けたとき。
- (2) 受注者に違反行為があったとして、公正取引委員会が行った独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (3) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当す  
(その他委託)

ると認められたとき。

(受注者の催告による解除権)

第27条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時におけるこの契約による債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第28条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第11条の規定により業務内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第12条の規定による業務の中止期間が、履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第29条 第27条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第30条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完成することができないとき。
- (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
- (3) 第23条又は第24条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約による債務の本旨に従った履行をしないとき又はこの契約による債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第23条又は第24条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額から部分引渡しを受けた部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結

(その他委託)

日における支払遅延防止法の率を乗じて計算した額とする。

- 6 第2項の場合（第24条第7号又は第9号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第31条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（1） 第27条又は第28条の規定によりこの契約が解除されたとき。

（2） 前号に掲げる場合のほか、この契約による債務の本旨に従った履行をしないとき又はこの契約による債務の履行が不能であるとき。

- 2 第17条第2項（第20条において準用する場合を含む。）の規定による契約金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結日における支払遅延防止法の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第32条 発注者は、完了した業務の履行内容又は成果物に関し、第16条第3項又は第4項（第20条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日（成果物の引渡しを要しない業務の場合にあっては業務が完了した日）から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、契約金額の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が、第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が当該通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、成果物の引渡しの際（成果物の引渡しを要しない業務の場合にあっては業務が完了した際）に、契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 完了した業務の履行内容又は成果物の契約不適合が仕様書の記載内容又は発注者の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容又は指示が不当であることを知りながらこれを

（その他委託）

通知しなかったときは、この限りでない。

(賠償金等の徴収)

第33条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額が発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日までの日数に応じ契約締結日における支払遅延防止法の率を乗じて計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき契約締結日における支払遅延防止法の率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

(損害賠償の予定)

第34条 受注者は、第26条各号のいずれかに該当するときは、業務の完了の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号で規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、受注者が共同企業体であり、既に当該共同企業体が解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に請求をすることができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して損害賠償金を発注者に支払わなければならない。

3 第1項の規定による損害賠償金は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求することを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(補則)

第35条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(その他委託)

## 公募型指名競争入札参加表明書

令和 年 月 日

(あて先)

枚方京田辺環境施設組合管理者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

(担当者) 所属

氏名

電話番号

下記の単価契約に係る公募型指名競争入札に参加したいので、申請します。

私は、入札参加資格等・共通要件の次のいずれにも該当し、仕様書に記載された要件をすべて充足しており、業務の履行に支障がないことを誓約します。

件 名) 大阪湾広域廃棄物埋立処分場への焼却残渣の搬出・搬送委託業務・単価契約  
(令和 8 年度)

入札日) 令和 8 年(2026 年)3 月 25 日午後 3 時

入 札 書  
(第 回)

|      |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 件名   | 大阪湾広域廃棄物埋立処分場への焼却残渣の搬出・搬送委託業務<br>(令和 8 年度) (単価契約) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 税抜金額 | 百   | 拾 | 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|      |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

本件入札に参加する他の者と人的関係又は資本関係がないことを誓約し、仕様書を熟覧のうえ、枚方京田辺環境施設組合契約規則により入札いたします。

令和 年 月 日

(あて先) 枚方京田辺環境施設組合管理者

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

## 単価内訳書

商号又は名称：

代表者氏名：

| 件名   | 大阪湾広域廃棄物埋立処分場への焼却残渣の搬出・搬送委託業務<br>(令和8年度) (単価契約)  |                 |                            |                  |
|------|--|-----------------|----------------------------|------------------|
| 金額   | 項目   | 比較数量(単位)<br>(a) | 単位あたり<br>契約希望単価<br>(税抜)(b) | 予定金額(円)<br>(a×b) |
|      | 焼却主灰   | 2,900(t)        | _____円                     | _____円           |
|      | ばいじん処理物  | 1,600(t)        | _____円                     | _____円           |
|      | 合計 (①②の予定金額の合計)  |                 |                            | _____円           |
| 特記事項 | 1 各下線部分に金額を記入すること。<br>2 各欄とも消費税及び地方消費税は含めないこと。<br>3 単価内訳書の内容に誤りがある場合、及び入札書の入札金額と単価内訳書の合計金額が一致しない場合は無効。 |                 |                            |                  |

# 委 任 状

令和 年 月 日

枚方京田辺環境施設組合管理者 様

所在地

委任者 名 称

氏 名

印

下記の者を代理人と定め、令和 8 年 3 月 25 日に行われる下記の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

記

(代理人)

(代理人使用印)

(件 名) 大阪湾広域廃棄物埋立処分場への焼却残渣の搬出・搬送委託業務

(令和 8 年度)

枚方京田辺環境施設組合行き【※送付文書不要】

(FAX : 072-896-1571)

(メール : jimukyoku@hirakata-kyotanabe.jp)

## 質 問 書

|      |   |
|------|---|
| 件 名  | 大阪湾広域廃棄物埋立処分場への焼却残渣の搬出・搬送委託業務（令和8年度）        |
| 入札日時 | 令和8年3月25日（水）午後3時                            |
| 入札場所 | 大阪府枚方市大字尊延寺2949番地<br>枚方市東部清掃工場 管理棟3階 見学者説明室 |
| 質問事項 |   |
| 提出者  | 社名<br>担当者名<br>電話<br>FAX                     |

※質問書の提出は、3月18日（水）17時まで（必着）

